

令和7年10月1日発行



## 次世代エッジ AI 半導体研究開発事業



# 令和7年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

未来創造研究開発推進部

大学等／企業等

## 目次

A. 用語の解説	2
B. 事務処理説明書 共通版との違い	4
1. 契約にあたっての留意事項について	6
(1) 研究不正および公的研究費の不正使用等の指針等の遵守について	6
(2) 再委託について	6
2. 直接経費の執行	7
(1) 委託研究の予算費目	7
(2) 基金終了後の物品の取り扱い	7
3. 間接経費について	8
(1) 特許関連経費の取り扱い	8
4. 知的財産権について	8
(1) 知的財産権の取扱いについて	8
5. データマネジメントについて	9
(1) 研究開発で得られたデータの取扱いについて	9

●次世代エッジ AI 半導体研究開発事業 委託研究契約関連書類

<https://www.ist.go.jp/contract/index2.html>

報告書等の作成等に当たっては、必ず上記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

## A. 用語の解説

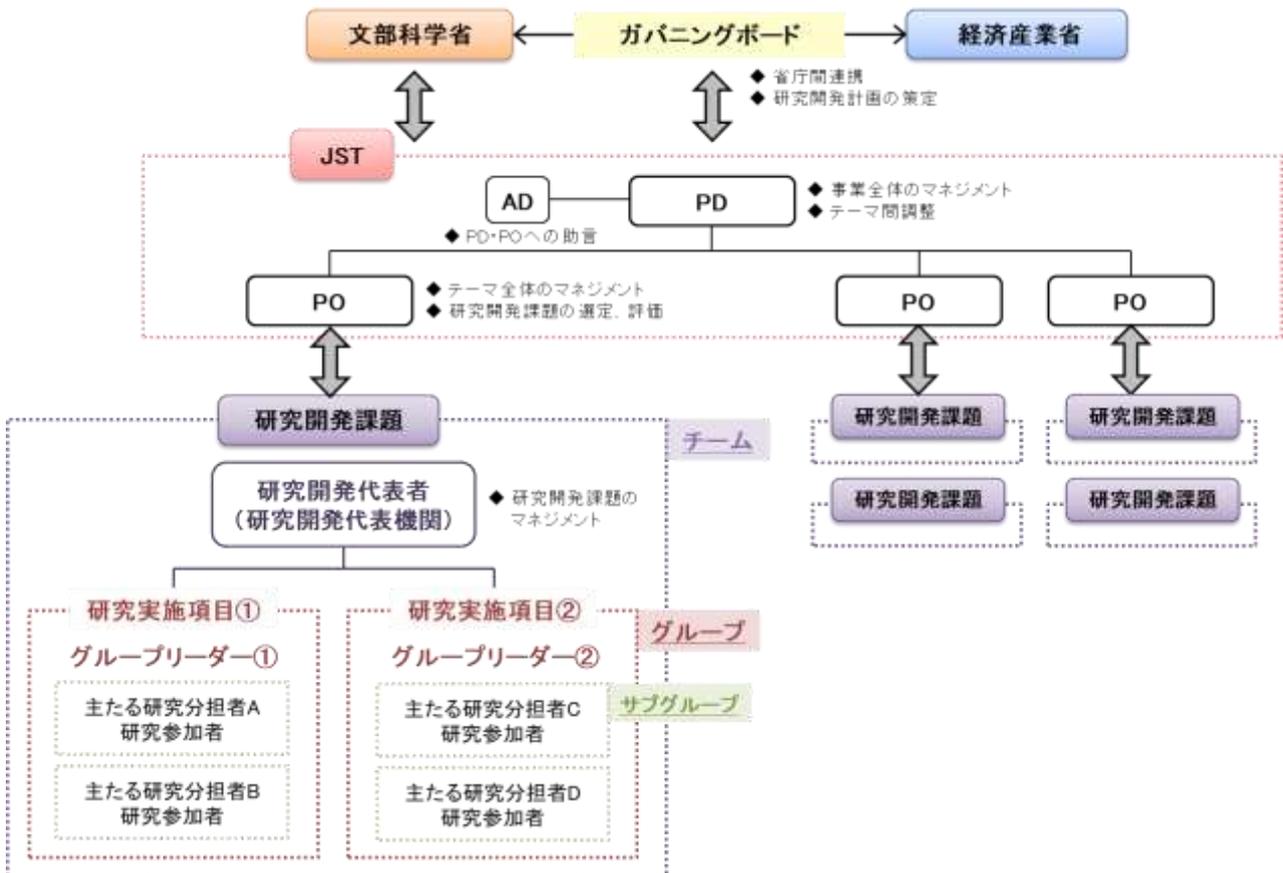
---

ここでは、次世代エッジ AI 半導体研究開発事業固有の用語を解説します。

次世代エッジ AI 半導体研究開発事業における用語の定義

用語	定義
研究開発チーム	研究開発課題を実施する単位。
研究開発代表者	研究開発を推進する研究開発チーム（研究開発課題）の総責任者。
グループリーダー	研究開発チームにおいて、研究開発課題を構成する研究実施項目（グループ）ごとの責任者にあたり、研究開発課題の推進をリードする者。
主たる研究分担者	研究開発代表者・グループリーダーのもと、委託研究契約等に係る研究開発を中心的に行う者。主たる研究分担グループ（サブグループ）をとりまとめる。

<参考：事業体制図>

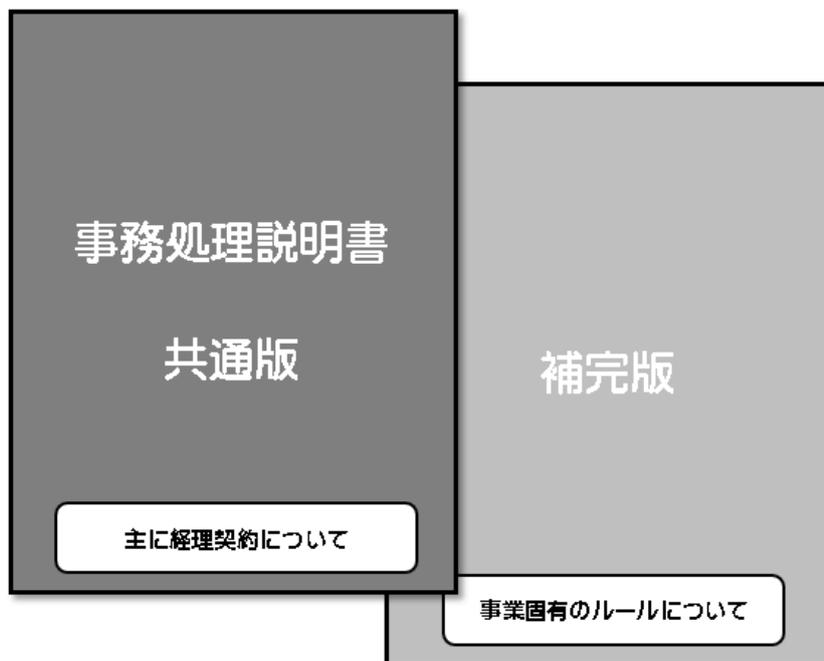


## B. 事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

## 委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



1. 契約にあたっての留意事項について

(1) 研究不正および公的研究費の不正使用等の指針等の遵守について

共通版の記載内容	大学等： 6ページ	企業等： 6ページ
<p><b>(大学等、企業等共通)</b></p> <p>I. 委託研究契約の概要</p> <p>3. 契約締結にあたっての留意事項</p> <p>(1) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン対応</p> <p>(2) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン対応</p> <p>IV. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について</p> <p>1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について</p>		

共通版と異なり上書きとなる事項

本事業に参画する研究機関は、共通版に記載されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に代わり、次に示す指針を遵守することが求められます。

- ・「研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省。その後の改正を含む）」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/giijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/150115shishin-kenkyufusei.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/giijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-kenkyufusei.pdf)

- ・「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省。その後の改正を含む）」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/giijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/pdf/150115shishin-fuseishiyou.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/giijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-fuseishiyou.pdf)

なお、上述の2つの指針に基づき、研究開発機関は、不正行為等を未然に防ぐため、機関の責任において必要な体制整備に努める必要があります。本事業において委託研究契約を締結する機関は、体制整備の状況に係る「体制整備等自己評価チェックリスト」および「研究不正行為チェックリスト」を府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いて文部科学省へ提出してください。詳しくは共通版「I. 3. (3) 体制整備等自己評価チェックリストおよび研究不正行為チェックリストについて」をご確認ください。

(2) 再委託について

共通版の記載内容	大学等： 10ページ	企業等： 10ページ
<p><b>(大学等、企業等共通)</b></p> <p>I. 委託研究契約の概要</p> <p>3. 契約締結にあたっての留意事項</p> <p>(11) 再委託について</p>		

**共通版から削除される事項**

本事業では、本研究を第三者に再委託することはできません。「注）研究機関においてやむを得ない事情がある場合には～（中略）～承認する場合があります。」の記載は適用されません。

なお、研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務については、共通版に記載のとおり、研究開発実施計画書に基づくものであることを前提に、直接経費により執行することが可能です。

**2. 直接経費の執行**

**(1) 委託研究の予算費目**

共通版の記載内容	大学等： 20ページ	企業等： 20ページ
II. 経理・契約事務について 5. 委託研究の予算費目		

**共通版に追加される事項**

本事業では、次の費用を直接経費に計上することができます。

**■特許関連経費**

本事業では、「大学等」「企業等」ともに、研究開発期間内に特許権取得が見込まれる成果については、その出願に係る特許関連経費に対し、知財マネジメント基本方針に基づき設置した知財運営委員会（※）で審議・承認した出願に限り、直接経費からの費用計上を可能としています。特許関連経費は、権利化までの経費を指し、権利化後に発生する経費については計上できません。

**※知財運営委員会とは**

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行う会議体です。知財運営委員会は、PO、研究開発課題の研究担当者、知的財産の専門家等により構成されます。詳しくは、「知財マネジメント基本方針」をご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/form/index.html>

**(2) 基金終了後の物品の取り扱い**

共通版の記載内容	大学等： ー	企業等： 27ページ
II. 経理・契約事務について 6. 直接経費の執行 (4) 物品等の取扱について ② 物品の管理 f. 研究期間終了後の物品の取扱について ・研究期間終了後、取得物品および提供物品のうちJST帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただく		

こととしております。ただし、耐用年数経過前（研究期間終了時等）であっても、引き続き、本研究の応用等の目的に使用されることを前提として買い取ることが可能です。

**共通版と異なり上書きとなる事項**

委託研究契約書において「企業等」と認められた研究機関は、取得物品および提供物品のうちJST帰属の有形固定資産（以下「取得物品等」という。）について、基金終了後に発生する収入を速やかに国へ返納する必要があることから、本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、本事業に係る基金終了時には、当該取得物品等の耐用年数経過前であっても遅滞なくJSTから買い取りいただくこととします。（JSTが使用又はその他の処分等を必要とする場合を除きます。）

そのため、取得物品等の取得にあたり、基金終了時の有償買い取りを含めた当該取得物品等の取扱いを研究開発の早い段階で計画した上で取得していただきますようお願いいたします。

また、本事業にかかる基金終了時であるか否かに関わらず当該取得物品等をJSTが処分する場合（買い取りいただく場合）、JSTは必要に応じて、経済産業大臣に財産処分承認の申請書を提出します。経済産業大臣による財産処分の承認にあたり条件等が付された場合、JSTがその条件に従い当該取得物品等の処分その他を行うことをご承諾ください。

**3. 間接経費について**

**(1) 特許関連経費の取扱い**

共通版の記載内容	大学等： 49ページ	企業等： 45ページ
II. 経理・契約事務について 9. 間接経費の執行 (2) 間接経費の主な使途  注) 特許関連経費の取扱い：本事業では、「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」については、間接経費での計上を原則とします。		

**共通版と異なり上書きとなる事項**

本事業では、補完版2.(1)に記載のとおり、「大学等」「企業等」ともに、研究開発期間内に特許権取得が見込まれる成果については、その出願に係る特許関連経費について、知財運営委員会が承認した出願に限り、直接経費からの費用計上を可能としています。

**4. 知的財産権について**

**(1) 知的財産権の取扱いについて**

共通版の記載内容	大学等： 59ページ	企業等： 53ページ
----------	------------	------------

<p><b>(大学等、企業等共通)</b></p> <p>Ⅲ. 知的財産権の管理について</p> <p>1. 研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方</p>
---

**共通版に追加される事項**

本事業における知的財産マネジメントについては、「知財マネジメント基本方針」に定めています。委託研究契約を締結する機関については本方針を遵守してください。共通版と本方針との間で差異が生じる場合は、本方針の定めが優先されます。なお、本方針を遵守することは、委託研究契約書の特別条項にも定められています。

<https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/form/index.html>

5. データマネジメントについて

(1) 研究開発で得られたデータの取扱いについて

共通版の記載内容	大学等： 70ページ	企業等： 64ページ
----------	------------	------------

<p><b>(大学等、企業等共通)</b></p> <p>Ⅳ. 研究成果の公表について</p> <p>5. オープンサイエンスの促進について</p>
--

**共通版に追加される事項**

本事業における研究開発で得られたデータの取扱いについては、「データマネジメント基本方針」に定めています。委託研究契約を締結する機関については本方針を遵守してください。共通版と本方針との間で差異が生じる場合は、本方針の定めが優先されます。なお、本方針を遵守することは、委託研究契約書の特別条項にも定められています。

<https://www.jst.go.jp/program/edge-ai-semicon/form/index.html>